

=====

◆□◆◆□ 群馬産業保健推進センター メルマガ第 14 号 ◆□◆◆□
□◆□◆□ ホームページ <http://www.gummasanpo.jp/> □◆□◆□

=====

このメルマガジンは群馬産業保健推進センターのホームページに掲載された
新着情報や産業保健関連情報等を配信しますので、是非お読み下さい。

--<群馬産業保健推進センターからのお知らせ>-----

1 労働基準法の一部改正について

長時間労働は過労死や精神障害の背景となっている。このため、長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和（ライフワークバランス）を図ることを目的とする労働基準法の一部改正が昨年 12 月 12 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行される。今回の改正内容の概要は次のとおりですが、詳細は下記厚生労働省ホームページでご覧頂けます。

- ① 1 ヶ月に 60 時間を超える時間外労働を行う場合には、60 時間を超えた時間の割増賃金率が 50% に引上げられる。（但し、中小企業は当分の間、引上げを猶予）
※中小企業とは、「資本金の額または出資の総額」が小売業・サービス業で 5 千万以下、卸売業 1 億円以下、上記以外 3 億円以下、または「常時使用する労働者数」が小売業で 50 人以下、サービス業・卸売業 100 人以下、上記以外 300 人以下となっている。
- ② 「時間外労働の限度基準」（労働省告示）による 1 ヶ月 45 時間を超える時間外労働を行う場合の割増賃金率の引上げ（努力義務：25% 以上とする）
- ③ 労使協定により、1 年に 5 日を限度として年次有給休暇を時間単位で所得できる
<http://www-bm.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>

2 石綿障害予防規則等及び労働安全衛生規則の一部改正について

厚生労働省では、1 月 22 日、労働政策審議会に諮問した「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」に係る答申を得て、石綿障害予防規則等及び労働安全衛生規則の改正を行い、平成 21 年 4 月 1 日から順次施行する予定です。今回の改正では、建築物の解体等の作業を行う際の石綿等の使用有無の事前調査の結果等の掲示、石綿等を使用の断熱材等の除去作業における石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業についての隔離措置、吹き付けられた石綿等の除去作業における電動ファン付き呼吸用保護具等の使用義務や、結核健康診断（労働安全衛生規則第 46 条）の廃止などが盛り込まれています。詳細は下記厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/h0122-1.html>

3 平成 20 年度産業保健モニター調査について

標記調査は、独立行政法人となった平成 16 年度から導入され、従来以上に利用者の

ニーズに即した業務運営を行い、業務の質の向上を図っていくため、日頃、センターを利用している産業保健関係者の中から産業保健モニターを選任し、一般的なアンケートでは得られにくい個別具体的な意見等を把握し、センター業務に反映させていくこととするものです。

本年度は、4月にモニターへの就任依頼を行い承諾の得られた15名（県下の産業医、産業看護職、衛生管理者、労務管理担当者）の方に、10月に調査票を送付して12月に回答（意見）を頂きました。拝聴したご意見は、今後、センターの業務運営に当たり改善等を図っていくことにしております。現在、来年度の事業計画を策定中でもありますので、メールマガジンの読者の方々におかれましても、何かご要望等がございましたらお寄せ頂きますようお願いいたします。

4 当センターで実施の産業保健セミナー（2月～3月予定）のご案内

（1）「健康診断診断結果の保健指導（運動指導）」

開催日時 2月18日（水）14：00～16：00

開催場所 （財）東日本労働衛生センター
伊勢崎市戸谷塚町 629-1（tel 0270-32-7575）

講師 （財）東日本労働衛生センター スタッフ

内容 メタボリックシンドローム対象者及び予備群への運動習慣の必要性を考える。

（2）「職場復帰の支援」

開催日時 3月5日（木）14：00～16：00

開催場所 ウェルサンピア高崎
高崎市島野町 1,358（tel 027-353-1107）

講師 榎 悦子 相談員

内容 職場復帰の支援
心の健康問題により休業した人の職場復帰をどのように支援すればよいのか、事例を用いて検討します。メタボリックシンドローム対象者及び予備群への運動習慣の必要性を考える。

5 他機関で実施の研修会等のご案内

群馬県メンタルヘルスケア研修会

開催日時 3月6日（金）14：00～16：00

開催場所 群馬建設会館
前橋市元総社町 2-5-3（tel 027-252-1666）

内容 講演
テーマ「職場のメンタルヘルスー職場ストレスの変遷とその対策ー」
講師 竹内一夫 氏（埼玉大学教育学部教授）
事例研究

対象者 産業医、衛生管理者、保健師・看護師、人事・労務管理者など

参加費 無料

問合せ先 群馬県医師会内
群馬県メンタルヘルスケア研修会 係
(tel 027-231-5311 fax 027-231-7667)

- 6 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金制度（産業医共同選任助成金）のご案内
従業員50人未満の小規模事業場が他の事業者と共同して産業医を選任し、職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を助成する制度であります。平成21年度の申請受付が2月から始まりますので、協力企業の方々などにご利用の勧奨等を頂きますようお願いいたします。

①登録申請

平成21年2月1日から5月末まで

個々の事業場による単独申請（新規に導入された）と、事業場グループを形成しての一括申請とがあります。単独申請の場合には、業種、抱える産業保健上の課題、地理的要件などにより他の事業場との産業医の共同選任を当センターで支援いたします。

②登録手続き完了

平成21年8月末日まで

産業医共同選任契約書（写し）の提出により、登録手続きが完了します。なお、契約する産業医が探せないときには、当センターにご相談ください。

③助成金支給要件

助成金は、事業場において行われた産業医による産業保健活動回数に応じ、下記により支給します。助成機関は3年です。

産業保健活動1回あたり21,500円×各年度4回まで＝86,000円（上限）

=====

<<群馬産業保健推進センターメール配信サービス解除、変更はこちらから>>

<http://www.gummasanpo.jp/melmag/index.html>

<<このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから>>

sanpo10@gummasanpo.jp

=====

《発行元》群馬産業保健推進センター

電話：027-233-0026 FAX：027-233-9966